

## 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 利益相反管理チェックシート

部 グループ 氏名:

チェック内容	結果 (○、×、/)
<b>1. 利益相反の定義</b>	
(1) 利益相反取引の定義について、下記の事項を知っているか ・役職員等が、自己又は第三者のために準備運営本部と取引をしようとする事 ・準備運営本部が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において準備運営本部と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとする事 ・役職員等が、自己又は第三者のために準備運営本部の事業の部類に属する取引をしようとするとき ・出向職員が、出向元企業との取引等に関与すること	
(2) 上記に直接は該当しないが、経済的行為にとどまらない、役職員の利益と準備運営本部の利益が相反する行為も利益相反行為に該当することを知っているか	
<b>2. 他団体兼任状況</b>	
(1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問、職員等として兼任している場合、準備運営本部に自己申告しているか	
<b>3. 利益相反取引</b>	
(1) 準備運営本部と役職員との取引は、利益相反取引に該当することを知っているか	
(2) 利益相反取引の取引相手には、役職員の近親者や役員が個人的に利害関係を有する取引先等も含まれることを知っているか	
<b>4. 承認・報告等</b>	
(1) 役職員の利益相反取引の可能性がある場合、事前に利益相反マネジメント委員会での審査を行い、妥当性を判断しているか。また、役員においては、利益相反取引がある場合、理事会で重要な事実を開示し、承認を得ているか ※重要な事実 ・取引先、取引内容、取引理由、取引予定日、取引期間、金額(総額や単価、数量等) 等 ・保証等をする場合には、主債務者の返済能力も含まれる	
(2) (1)で承認された役員においては、当該取引後、遅滞なく重要な事実を理事会に報告しているか ※重要な事実 ・取引結果(納品物や報告書等)、支払金額 等	
(3) (1)で承認された案件で、現実になされた取引は、承認を受けた取引の範囲内か	
(4) 当該取引により、準備運営本部に損害を与えていないか	
<b>5. 利益相反により生じる問題</b>	
(1) 利益相反により生じる問題について、下記の事項を知っているか ・一般社団・財団法人法、公益法人認定法に違反する恐れがある。 ・特定の者が利益を得る代わりに、準備運営本部の利益が犠牲になる。(本来は生じない損害が生じる) ・スポーツの根底にある「フェアプレー精神」や「公正性・公平性」に反する行為である。 ・準備運営本部で利益相反の実態が公になった場合、競技者、さらには国民からの信頼が大きく低下する恐れがある。 ・準備運営本部及びデフリンピック大会に悪い印象を持たれてしまうと、デフリンピック大会の発展にも影響する恐れがある。	
(2) (1)以外にも、利益相反行為者には、私的利益を追求したことにより、準備運営本部又は所属団体から罰則を受ける恐れがあることを知っているか	
<b>6. 役員(理事、監事、評議員)の責任</b>	
(1) 利益相反取引をした役員の損害賠償責任について知っているか	
(2) 利益相反取引をした役員、準備運営本部が当該取引をすることを決定した役員、当該取引に関する役員会の承認決議に賛成した役員の損害賠償責任について知っているか	